

## 第517回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和5年5月16日（火） 午後2時55分		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室		
議 題	第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕について（委員会指示） 第2号議案 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） 第3号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）について（協議） 第4号議案 いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて（協議）		
報告事項	(1) 機船船びき網漁業の漁況経過と今後のシラス漁の見通し		
出席委員	1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	5番 鈴木 稔
	6番 根本 経子	7番 木村 勲	8番 村中 均
	10番 岡田 英男	11番 青木 憲明	12番 長岡 浩二
	13番 日向野 純也	15番 宇佐美 正義	16番 湯淺 一夫
	17番 関根 孝明	19番 吉田 彰宏	
欠席委員	3番 磯前 昌宏	14番 鈴木 正特	18番 根本 正明
県側出席者	農林水産部 次長兼漁政課長 〃 漁政課課長補佐 〃 主査 〃 主任	川野辺 誠 鴨下 真吾 谷村 明俊 滑川 結香	
	農林水産部 水産振興課長 水産試験場 場長 〃 首席研究員	富永 敦 海老沢 良忠 茅根 正洋	
事務局	事務局長 副主査 主任	岡部 勤 細金 正勇 小沼 智恵美	
議事録署名人	16番 湯淺 一夫	17番 関根 孝明	
議長	1番 高濱 芳明		
会議内容	開会 午後2時55分		
岡部事務局長	[開会宣言] [資料確認] [高濱会長に挨拶を依頼]		

高濱会長

皆様、こんにちは。ゴールデンウィーク明け、総会などいろいろと行事が重なる時期ではございますけれど、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先週末は、天気ぐずつき気味で肌寒く感じたんですけど、今日からはぐつと気温が上がったようで、各地では夏日を記録したとのことでございます。体が暑さに慣れていない今、体調に気をつけていただきたいと思います。

また、別に気になるところですけど、このところ全国各地で発生している地震でございます。それぞれに関連性はないというふうにされておりますが、少なからず心配な感じがいたします。これを機会に、日頃の備えを再確認することが大切だと考えております。

昨今の状況は以上といたしまして、前回の委員会でトローリングの件につきまして、若干、私のほうからお伝えしたいことがございます。委員の皆様方から貴重な意見等をいたいたいたところですが、それが今年の大会に生かされなければ意味のないこととして、今後の開催にも少なからず影響されるというふうに考えてございます。このため、当委員会から地域振興課に対して、委員会議事録のトローリングに関する部分や、やりとりの文面を整理いたしまして、今年の実施に関して安全な大会運営、漁業とのトラブル回避のほか、引き続き漁業関係者の理解を得ること、さらにはなし崩し的な大会拡大と取られることの無いよう、広く遗漏なく取り組んでいただけるよう連絡したところでございます。なお、委員会のやりとりは、議事録としてきっちりと残ります。委員会での意見や指摘された事項は、言い逃れできないシステムになってございますので、ご理解いただきたいと存じます。

続いて本県の海の状況でございますけど、4月中旬から沿岸水温は例年よりも高く推移しております。新聞報道でも、温暖化による漁業の不漁に関する報道もございますが、沿岸漁業の主たる種類のシラスはどうなるのか、これも気になるところでございます。シラス漁は5月に漁獲のなかった去年とは違つて、北部で始まり出して、県央の大洗沖でも取れだしてきたと聞いております。この漁が続いてくれればと思うところです。後ほど水産試験場から、報告がございます。予測はいろいろと難しい点が有るかと存じますが、よい話が聞ければと期待するところです。

本日の議題でございますが、前回ご審議いただきましたひき縄釣りによる水産動物の採捕についての委員会指示のほか、サバ類の太平洋系群に関する令和5年度における知事管理漁獲可能量についてなど4議案、さらに水産試験場からの報告1件でございます。本日も、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

岡部事務局長

ありがとうございました。

続きまして議事進行に入りますが、茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項により、会長が議長となることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

高濱議長

はい。それでは早速始めたいと思います。まず、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

岡部事務局長

はい。現委員17名のうち、現在の出席委員は14名、欠席委員は3名で、3番の磯前委員、14番の鈴木正特委員、17番の根本正明委員となっております。過半数の委員に御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の

規定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

高濱議長

ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

次に、議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私の方から指名させていただきます。16番の湯浅委員、17番の関根委員にお願いいたします。

高濱議長

それでは、議題に入ります。はじめに、第1号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕について」の委員会指示でございます。これは4月の第516回、前回の委員会で審議した内容で茨城県海面利用協議会への諮問を決定し、それに対して差し支えない旨の答申が有ったということで、事務局から説明願います。

細金副主査

(資料1-1により説明)

高濱議長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

さきに、私の方から一点だけ確認させていただきます。海面利用協議会の際には、何か委員の方々から御意見ございましたでしょうか。

細金副主査

はい、協議会の席上では、特に質問はありませんでした。

高濱議長

はい、ありがとうございます。

皆様方から何か御意見ございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

重なることになりますけど、前回の委員会でこれをお諮りいただいて、海面利用協議会に渡したと、海面利用協議会で諮って貰って、それで了解だというのが帰ってきたと、こういう内容でございます。

特になければ、原案のとおり委員会指示を発動することに御異議ございませんでしょうか。

(委員)

(「異議なし」の声)

高濱議長

はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会指示を発動することを決定いたします。

高濱議長

もう一度、私の方から確認します。日付なんですか、県報登載の日はいつになりますか。その後の手続きもお願いします。

細金副主査

はい、県報登載の日につきましては、5月25日を予定してございます。あわせて県報登載後の手続きについて御説明いたします。(資料1-2により説明)

高濱議長	はい、今事務取扱規程について資料1－2に基づいて説明していただきました。 この件について、御意見御質問等ございましたらお願ひします。
19番 吉田委員	すみません。
高濱議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	資料1－2の3の部分の添付すべき書類の話について、もう少し分かり易く教えていただけますか。
細金副主査	はい、添付すべき書類については、資料1－1の5ページに添付すべき書類が明記されています。イベントの場合は、ア イベントの開催要領、採捕計画書等、イとして使用する船舶の証明書、ウ 船舶に設置されたAIS免許状の写し、こちらは今年の委員会指示から明記したものでございます。続きまして、エ 主催者においてAIS信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面、こちらも今年から明記したものでございます。オとしまして県内の関係漁業協同組合の同意書、カとしまして別記様式第3号による誓約書、キとしまして参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗、そしてクがその他委員会が必要と認める書類になってございます。
19番 吉田委員	今の5ページの1の(2)イベントの場合のアからクまでが承認取扱要領の必要書類で、それ以外に今の2ページの3というふうに見ればよいのでしょうか。「要領に掲げる書類に加えて」というのがあります、要領に掲げる書類というのが資料1－1の5ページということでよいのでしょうか。
細金副主査	はい、資料1－1の5ページが取扱要領で定めている必要書類でございまして、そのほかに事務取扱規定のほうで2ページの3承認の申請において添付すべき書類として申請者が大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会の場合は、実行委員会の規約、役員名簿というふうに追加でこちらに明記してございます。
19番 吉田委員	イベントなので(1)、(2)は無いということですね。(3)が該当するということですね。
細金副主査	(3)のみが該当となります。
19番 吉田委員	はい、わかりました。
高濱議長	ほかにございますでしょうか。
5番 鈴木稔委員	大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会の電話番号ですね、もし何かあったときに各組合長が代表となって電話できるくらいのものがあつても良いと思います。電話番号を各漁協の組合長さんに送っていただければ、誰かしら連絡付くと思うのでよろしくお願ひします。

細金副主査	昨年の場合ですと、監視に当たる大会事務局職員2名が携帯電話をもっていました。今年は先ほど申しましたようにAISの監視体制、どこで誰がどういう方法で参加艇の動向を監視しているか、そして参加艇と大会事務局間の一斉連絡体制が分かる書類を添付していただきたいと考えております。これがなければ、例えば違反船に対する指示ですとか、有事の場合、万一事故があつた場合の一斉帰港の連絡とかすることができません。また、併せて、漁船には無線機が登載してあって漁協のほうと連絡が取れるようになっておりますので、その辺を踏まえて漁船から漁協へ、漁協から大会本部へ、また参加艇から大会本部へ、あるいは大会本部から参加艇への一斉連絡が取れるような体制を取っていることが分かる書類、簡単にいうとマリンVHFを使った無線局を考えているんですけど、それらを提出して貰おうと考えています。
高濱議長	鈴木委員、よろしいですか。
5番 鈴木稔委員	何かあったときに、漁船同士だってすぐ電話で連絡できます。板曳き船は、9月になると出てきますが接近の事案の報告もありました。もしそういう事態になったときにすぐ連絡付けられるように、直通で電話できる会員から連絡を介してくれと言われても漁船としてはプレジャーが、目の前にきていると難しい。漁船としてはできれば組合長さんにも電話番号だけでも通知していただければいいのかなと思います。
細金副主査	はい、次回の委員会で実施計画や申請書が提出され、連絡体制も審議される予定です。
6番 根本経子委員	漁協を介して連絡するということなんですが、朝も早いし、漁協は土日休みですし、そういうときはどうしたらよろしいのでしょうか。
川野辺次長	おそらく、今回実施計画の中で、緊急連絡網みたいなものっていうのが添付されてくると思います。その連絡網は先ほど鈴木委員から話があった連絡先と相互通じるところがあると思うんで、例えば漁協さんを通さず連絡する方法がとれるかどうか、それも含めて6月の委員会で計画の説明をして貰いたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。
6番 根本経子委員	よろしくお願ひします。
細金副主査	補足いたします。昨年の提出書類ですと、出港する船の名前と事務局の連絡先の携帯番号、それが提出されておりました。携帯番号については、多分、去年と今年変わることはないと思いますが、いずれにせよ大会期間中は同一の番号の携帯を使うと思われますので、その番号については、参加艇のお知らせと一緒に記載されています。
高濱議長	今の話については、委員会事務局から説明がございましたけど、実施主体が責任を持ってその計画に盛り込んで、皆様方に示すというのが次回の機会にあると思いますので、そのときにもう一度確認したいと思います。
(委員)	皆様方、ほかにございますでしょうか。
	(特になし)

高濱議長	よろしいですか。 それでは繰り返しになりますが、今御説明した事務取扱規程に基づき進めたいと思います。ありがとうございます。
高濱議長	それでは、第2号議案に移ります。「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問でございます。事務局、漁政課から説明願いします。
細金副主任	(資料2-1 諮問文朗読)
谷村主査	(資料2-1、2-2により説明)
高濱議長	はい。ただいまの説明に関しまして、委員の皆様方から御意見・御質問等ございましたらお願ひします。
(委員)	(特になし)
高濱議長	特になれば、諮問の内容のとおりで異議がない旨答申することに、ご異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
高濱議長	はい、「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。
高濱議長	続きまして、第3号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準(案)について」の協議でございます。漁政課から説明願います。
滑川主任	(資料3により説明)
高濱議長	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願ひいたします。
6番 根本経子委員	(挙手)
高濱議長	はい、根本委員。
6番 根本経子委員	ずっと聞いていて、最後の頃に「漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか」というふうに書いてありました。はじめ聞いたときに、これ、「地域の水産業の発展に最も寄与する」、それだけが判断基準であるのは不足があるのではないかと思います。私たち漁業者としても未来に向かって漁場をちゃんと豊かにしていかなければならぬので、環境面をもう少し大きく判断基準にしていただきたいなと思います。それから、はじめはその計画を出して、審議、承認の後、どんなふうにしてその人たちがきちんと漁場管理とか資源管理とかということを、県が見ていくところを、もう少しきち

んとやっていただければ、と思います。

鴨下補佐

はい、一つ目ですね、資料3－1の2ページ目、判断基準の（1）の点の二つ目ですね、「漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するため」ではじまる判断基準ですが、こちらは最後に書いてありますとおり、「区画漁業権に限る」とされてございます。「区画漁業権」とは海面であれば養殖の申請があつた場合に、この判断基準を用いるというものでございます。この判断基準は、ほかの県のものとかを参考に作成いたしまして、定置網の漁業権には判断に必要なく、区画漁業権に限る判断基準としております。特にこの条項は、ほかの県ですと内湾での給餌の養殖をやっている場合、餌による水質の汚染やへい死による水質の汚染を考えない養殖というのを行う者がいないかということをはじくために設けている項目でございます。ただ、委員がおっしゃるとおり漁場環境の保全ですか、環境の悪化を防止するための措置というのは漁業権を免許された時点でそれは必要なものでございますので、審査の中でみていきたいと考えております。

二つ目でございます。漁業権を免許した後に、その後の管理については、管理がなされているかをきちんと行政庁がモニタリングしているのかという御質問でございますが、こちらの方は、漁業権を免許された者は定置網漁業権に限らず、組合さんに免許します共同漁業権も年に1回以上資源管理状況等の報告というものを県庁に出していただいており、我々のほうでチェックしております。その報告は、毎年だいたい10月か11月のこの漁業調整委員会で行政庁から報告することになっておりますので、今年もその頃の委員会で令和4年の状況について報告する予定です。

以上です。

高濱議長

はい、日向野委員。

13番 日向野委員

直接この判断基準のところに関係しない部分で、漁業法のほうになるところなんんですけど、この流れですね、資料3－2のフローでいきますと複数の免許申請が有ったときに審査を行うことになっているんですけど、単独の申請が有った場合に漁業法では「第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。」ということで、基本的には単独で申請があった場合は免許を与えるということになっています、今回そういう心配はないと思いますけれども、例えば既存の漁協さんとかは撤退をして、民間企業さんが申請をされるというようなことがあった時には、どのような対応をされていくということを想定されていますか。

鴨下補佐

単独の場合は競合がありませんので、この判断基準は使いません。ただ、適格性をその前に判断しますので、漁業法関係法令、労働関係法令、あと暴力団への関与等、その適格性をチェックしまして、それが満たされていれば単独の方でも免許されることになります。

13番 日向野委員

はい、今後やっぱり非常に重要な部分だと思います。今回の中では心配いらないと思うんですけども、他県の場合ですと特に区画漁業権などではいろんな状況になっていくと思いますので、注視してください。

高濱議長	はい、御意見ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。ほかになれば、案のとおりとすることに、御異議ございませんか。
(委員)	(「異議無し」の声)
高濱議長	はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。
高濱議長	続いて第4号議案に移ります。「いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて」の協議でございます。漁政課から説明願います。
滑川主任	(資料4により説明)
高濱議長	はい。ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いします。
19番 吉田委員	いいですか。
高濱議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	今の説明の中で、令和3年までは十分な漁獲に至らなかつたという、令和4年は2日出ているということで一気に実績が上がっていますが、この令和4年の2日で3人でこのキロ数、金額についてというのは、どういうふうに評価されますか。
滑川主任	はい、今回潜水器ですので、刺し網のように一気にたくさんの量が上がるわけではなくて、全て手づかみで取るような形になります。今回漁獲量が多かつたのも、これまでなかなかいせえびに特化して漁に出るということがなかなかできなかつたと聞いています。あわび漁とは別の日にいせえびを狙って操業する日を設けまして、漁に出たというふうに聞いております。ここ最近、いせえびの資源量も増えておりますので、今後も同程度、手づかみで捕っておりますので1個体500グラムから800グラムくらいだと思いますが、この量を捕るのはかなり大変なのではないかと思っておりまして、十分な漁獲というふうに漁政課としても評価しております。
高濱議長	ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	ないようですので、私のほうから1点だけ確認したいと思います。平成28年度から始まって、今年特採となると8年目になりますが、この特採の形はこのまますずっと続けていくという考え方なのでしょうか。

鴨下補佐

今、滑川のほうから昨年の評価がございましたが、補足いたしますと令和2年からは民宿等からの需要があったときに操業していたという実態もあり、コロナの影響で需要が低迷していて令和2年、令和3年は少なかったというふうに私どもは聞いております。昨年の実績ですけども、昨年のこの会議の場で久慈町漁協の木村組合長さんから、実績を上げますので引き続き特採を発給していただきたいというお願いがございまして、それを満足させるような結果であったのではないかと考えております。今年も同様に、令和4年並みの水揚げ、実績があった場合には、潜水器漁業は今あわび、なまこ、うに、かきの4種類ございますが、5種類目の許可として本許可に移行したいと考えております。潜水器漁業の許可は、去年の調整委員会で許可更新の審議をしていただきまして、令和4年から9年の5カ年の許可となっておりますので、その残存期間を許可期間とする短期の許可として、本許可に移ることを検討したいと思っております。

7番 木村委員

いせえびの許可に関して、今までこの採鮑をやってる人と重なって出られなかつた。あとコロナの関係、天候不順で令和3年までは実績が少なかつた。去年委員会で承認をもらいましたが、天候不順にかかわらず実績を作らなければ許可はなくなりますよと、強く河原子地区に言った結果、実績をあげた。採鮑やっている人がやっているので、やはりあわびをやらない日に潜るので、なかなか実績は作りにくいのですが、河原子のほうからお願ひがありましたので、よろしくお願ひいたします。

高濱議長

はい、分かりました。皆様方からほかに御意見ございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

特になれば、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(委員)

(「異議無し」の声)

高濱議長

はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

高濱議長

次に、次第6の報告事項でございます。「機船船びき網漁業の漁況経過と今後のシラス漁の見通し」、水産試験場から報告です。よろしくお願ひします。

茅根首席研究員

(資料5により報告：プロジェクト使用)

高濱議長

はい、ありがとうございます。

ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等お願いします。

5番 鈴木稔委員

ちょっといいですか。

高濱議長

はい、鈴木委員。

5番 鈴木稔委員

今まで親がいないないって言っていたのに、卵が急に現れたっていうのはやっぱり海流の影響ですか。

茅根首席研究員	カタクチイワシの太平洋系群は、未だ低水準ですが、少ない親も卵を産んでおります。卵が、今年は黒潮の影響で茨城県沖に運ばれてきたのではないかと考えています。水温が高くて、さらに卵稚子も来たということで、二重の良い状況になっていると考えます。
6番 根本経子委員	子供（卵）を持ってひと月でとさっきおっしゃっていたんですけど、ひと月で捕れる大きさになるんですか。また、産卵は年に1回ですか。
海老沢試験場長	カタクチイワシは一般的には複数回産卵いたします。さらに、個体ごとによって少しばらつきがあるので、マイワシなんかだと2、3、4月に集中して生むんですけど、カタクチイワシはむしろそれより少し遅い4、5、6、7、8、9、10月くらい、ただ一番多いのは6月くらいなんですけど幅広く産卵、になります。水温で違うんですけども、だいたい30日で2、3センチぐらいに成長する。もちろん、水温が低いところにいるとゆっくりだし、水温が高いところは成長が早いという関係があるかと思いますが、1ヶ月で2、3センチくらい。
2番 飛田代理	2、3日前はこんな虫みたいに小さかったのが、今日は結構大きかったんだよね。やっぱり水温の関係なのかな。
茅根首席研究員	さすがにここまで成長早くないので、捕っている群れが違うのかなと思います。
2番 飛田代理	この前は、今日みたいに大漁じゃなかったのに、今日はすごく捕れた。漁況は1日で変わってしまうのか。
茅根首席研究員	たまたまそういう群れに当たったと思います。
高濱議長	ほかにございますか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですかね。試験場の予測のとおり漁が続いてくれることを、強く期待するところでございます。どうもありがとうございました。
高濱議長	それでは、次第の「その他」に移ります。事務局から何かございますでしょうか。
岡部事務局長	特にございません。
高濱議長	はい。本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですかね。委員の皆様方からの御意見も特にないようですので、事務局より次回の開催日程をお願いいたします。

岡部事務局長

次回ですけれど、6月23日（金）時間は今日と同じ午後3時から、場所はここ、すいさん会館5階大会議室で開催の予定でございます。

議題は、「なまこ漁業許可の有効期間の短縮について」の諮問や「かじき釣り（トローリング）大会の承認について」の協議等を予定しております。

詳細につきましては、追って連絡させていただきます。よろしくお願ひいたします。

高濱議長

次回はまたカジキがありますので大変なんですけれど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって第517回委員会を終了いたします。どうも御苦劳様でございました。

閉会 午後4時12分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和5年5月16日

議 長

議事録署名人